

R3民法

(民事系第1問)

[設問1]

①の根拠: Dは甲を即時取得(民法(以下、法名略)192条)しており、Cは甲に所有権あるDから甲を使用収益している。即時取得の要件事実は①占拠と②引渡行為にある。②目的物の引渡である。本件において、DはBから代物弁済として甲を譲渡された(①充足)。Bから令和2年5月15日、甲とDに譲渡したのち以後Dのために占有せよとの指示(18条)があった(②充足)。したがってDによる甲の即時取得は成立しDに甲の所有権があり、Cは甲の所有権者たるDから使用収益している。

①の根拠: 即時取得の要件事実である引渡は、法的安定性の観点から占有移転の外観を伴っている必要がある。指図による占有移転では、Cが甲を占有しているという外観は変わらず公示状態に変わりはないので、即時取得の要件である引渡とはいえず、Dによる甲の即時取得は成立していない。

②の根拠: 甲は盗品であり、被害者であるAは、盗難時である令和2年4月10日から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる(193条)。また、Cは令和2年5月1日、Bから甲の引渡を受け、使用収益をしているが、これは正当な権原のないものであり不当利得(703条)であるので、その使用料相当額をAに返還する必要がある。

請求の可否: 仮に指図による占有移転が即時取得の要件である引渡にあたるとして、甲は盗品であるためAにはその

第

1

問

1 回復請求権が認められ(193条)、請求1は認められる

2 請求2の可否: 仮にDの甲取得に即時取得が成立するとして
3 Cは 甲の盗難の事象につき善意であるにかう 善意の占有
4 者として占有物たる甲から生じる果実である使用収益を取得す
5 る(182条1項)。したがって請求2は認められる。

6 [設問2] 出張講座実施に関する契約

7 (1) Eの債務の内容は 本件講座を開設するに、即ち、令和3年
8 6月から10月までの5か月間、Aの事業所にて出張講座を開設
9 し、週々日授業を行うことである。(Aの従業員等用の

10 契約)においては 本件講座受講者の乙検定合格は 契約の
11 目的物とされている。また、債務内容は 出張講座という
12 法律行為である事務の委託であるので 契約の性質は
13 準委任契約(656条)である。

14 (2) 準委任契約も委任契約と同様、当事者はいつでも解除でき
15 るか(656条・651条)。請求3、4ともこの解除時の処理である。
16 請求3は、令和3年8月度は 本件講座は実施されており、かつ
17 契約のには報酬額の定めがあるにかう、本件講座実施によりAが
18 利益を既に受けている 8月度分の報酬額を求めたものである(648
19 条の2第2項・654条)。Aは、これに対し Eによる本件講座の実施
20 状況は、受講生にとり過度である受講を止めたいと言出す者が
21 いたため是正を求めたか; Eは指導方法と相持したまま継続
22 したかう、これは受任者としての善管注意義務違反(656条・654条)
23 であり請求にたずる義務はないとする。しかし、契約の本旨は

(第1問)

本件講座の実施であり、かつ開講から1か月後に実施された模擬試験では受講生の技能は顕著な伸びを見せており、指導方法が問題本旨に合っているといえる。Eは善管注意義務違反は認められない。したがって請求は認められる。

請求は、本件解除は委任者であるAが受任者であるEの利益をも目的とする準委任を解除したことによる損害賠償請求である(65条、65条2項2号)。これに対し、AはEの指導方法の維持によつて受講者の数が増え、8月末時点で2/3に達しており、Aの善処依頼にEが応じていることから、この傾向は変わらぬ。当初の目的である乙校定合格が十分に果たされ、恐れが高いという解除についてのやむを得ない事由があり、損害賠償にたすき義務はないと主張する。また、仮にやむを得ない事由が認められるとしても、令和3年9月・10月の通学講座のために手配した講師報酬40万円は、本件講座開講後のものであり、損害にあてられ

ない。さらに10月にEが別の企業において行った出張講座の講師報酬は損害額から差し引かれるべきと主張する。合格者が出たことについて、乙校が報酬については、Aは受講者20名全員についてAの善

処依頼で9月・10月2か月間、Aの開設する通学講座を受講させており、認められると主張する。

しかし、Eの指導方法は適切にあり、Aの善処依頼以降も引き続き技能を伸ばす受講者が相当数いたことからAに解除すべきやむを得ない事由があるとは認められない。また、通学講座のために手配した講師代40万円は、その期間が解除後

であるため、国庫貸付があることは言う。しかし、契約①の月額報酬は60万円であるため、損害額は120万円といえる。ただし、Eが別荘会社の出張講座で得た10月の報酬115万円は控除されるべきである。成功報酬についてはEの講座での技能向上に認められるため、認められるが、別荘会社講座での2ヶ月受講の実績があるため、その旨を考慮すべきである。

【設問3】

(1) Fは、契約②の弁済期は令和10年4月1日であるから令和15年5月1日の時点で5年の消滅時効(166条1項1号)が完成し、また、主たる債務が消滅していることから保証債務も消滅していること、保証債務そのものが同じく5年の消滅時効が完成していることからいずれにしても支払を拒むことができることを主張する。

しかし、Aは令和10年6月20日、Hに対し主たる債務の弁済の催告を求めたため、Hは権利の承継(152条1項)にあたり、主たる債務の時効は更新され、令和15年5月1日の時点で1年時効が完成してゐる主たる債務は存在する。また、この主たる債務者であるAに生じた時効の更新は保証人に対しては時効を生じる(452条1項)ため、いずれにしても保証債務は存続しているため、FはHの500万円全額の支払を拒むことはできない。ただし、保証人は、主たる債務者が、債権者に対して相殺権を有するときは、この権利行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において債権者に対して債務の履行を拒むことができる(452条3項)。主たる債務者であるAは、Hに対して両に於ける100万円の代金債権を有して

いる。相殺の要件は、対する同種債権であること、弁済期が
到来していること、債務の性質が相殺を許さるものであること、相殺
の意思表示である。本件債務と丙の代金債権は、これを充て足す
ことからFは、Aの相殺権を行使して100万円の限度でHに対す
支払と拒むことができる。

(2) Fは、Aとの関係では委託を受けた保証人であり、Gとの関係
では共同保証人である。Fは、Hとの協議で、300万円を支払い、そ
の余は免除との合意をし、300万円を支払っていることから、これは
本件債務の消滅行為にあたり、A、Gいずれに対しても求償とする
ことができる(462条1項、468条)

Aに対する求償額は、Fが委託を受けた保証人であることから主たる
債務者がその当時利益を受けた限度とする。Fは、300万円について
免除を受けているが、この効力は主たる債務者には及ばない(458条)
ので、Aの利益を受けた限度はFが支払った300万円とする。よって
FはAに対して300万円求償できる。

GについてはFG間の内部の負担割合に関する合意はあり、
ため均等負担とする(456条、422条)

連帯保証人の一人が弁済をし、共同の責任を得たときは、他の連帯
保証人に対してその責任を得たのに支出した財産の額の内、各
負担割合に応じた額の求償権を有する(465条1項、442条1項)

本件において共同の責任を得たためにFが支出した額は300万円
であり、FG間の負担割合は均等であるので、FはGに
対し、150万円を求償できる。

以上